

映像の受信方法について

映像を受信できる機関

地域衛星通信ネットワークの映像を受信できる機関は、都道府県及びその出先機関・市町村及びその出先機関・防災関係機関に指定されている民間会社及び民間団体・CATV事業者・その他の公共機関となります。

必要な機器等

地域衛星通信ネットワークの映像を受信するには、指定の機器を設置してください。

- ・ デジタルIRD(CS通信用デジタルチューナー)
当機構仕様のデジタルIRDを設置してください。



松下電器産業株式会社製:品番P S N-MD 3 0 0 L、
W290mm×H75mm×D260mm(脚含む、端子含まず)、
2.1Kg

※購入については、現在お取引のある衛星通信機器事業者又はパナソニック株式会社(TEL 03-5148-5464、担当:福崎)までお問い合わせください。

IRDを設置する場合は所定の申込用紙を提出してください。この申し込みにより受信制限(スクランブル)を解除します(申し込みがないと映像は受信できません)。所定の用紙は以下の三枚となります。

- ・ 地域衛星通信ネットワーク利用契約申込書(様式第1号) ←クリックすると
- ・ 映像受信専用設備設置届(様式第4号) 画面があらわれます
- ・ グループID登録票(様式第3号)

※CATV事業者用のグループID登録票(様式第3号)はこちら

また、IRDを設置した後に機構山口管制局が発信する試験映像を受信してください。

- ・ アンテナ(偏波分波器、コンバーターを含む)

CS通信用のアンテナを設置してください。BS用及びCS放送用アンテナでは受信できません。なお、アンテナ径は少なくとも60cm以上(できれば75cm以上)が望ましいと思われます。アンテナに付けるコンバーターの周波数に合わせてチューナーの周波数を設定してください。